

## こどもが主人公であるための親子交流(面会交流)のルール

### ◇こども中心に日程調整する

- ① 候補日は、こどもの状態、都合等が分かる監護親(同居親)の方から提示していただきます。
- ② 期間中の交流日程は、交流開始前に決めていただきます。(例：毎月第2日曜日、13:00～15:00)
- ③ 日程を決めた後の変更または振替えは、原則できません。

### ◇誰に会うかをこどもに事前に伝える

- ① 交流する相手は別居親に限ります。
- ② 交流の目的は、こどもが離れて暮らす親の存在を知り、実像を自分の目で確かめ、親子の絆を強めることです。監護親はこどもに別居親と会うことをあらかじめ伝えてください。
- ③ 交流する親は、こどもに無理強いしてまで「親」(お父さん・お母さん・パパ・ママなど)と呼ばせないでください。

### ◇こどもを板ばさみにしない

- ① こどもは父母両方に愛され、認められたいと思っています。他方の親の悪口を決して言わないでください。
- ② こどもにタブーをもたせたり、内緒話や事前の相談のない約束をしないでください。
- ③ プレゼントは、誕生日、クリスマスなどに限ります。事前に必ず支援員に相談してください。
- ④ 監護親の同席は、親子交流支援員が要請または認めたときに限ります。

### ◇交流をこどもが安心して楽しめる時間にする

- ① 質問や問いかけは、緊張しているこどもには尋問と感じられます。笑顔で、遊びに徹し、こどもから自然に話しかけるのを待って、聴き役に徹します。
- ② こどもが嫌がらなければ、数枚の写真撮影は差し支えありませんが、親子交流中の写真、その他の情報を公表したり、裁判等に利用しないでください。
- ③ 録音・録画は禁止です。※こどもが自由にのびのびとふるまえるためです。
- ④ 交流中、こどもに外部との通信をさせることはできません。
- ⑤ 交流中は禁煙です。飲酒や薬物を使用しての交流は厳禁です。
- ⑥ 交流日以外に、直接こどもを訪ねたり、連絡をしないでください。
- ⑦ 人や物に対する暴力・暴言・威圧、連れ去りや連れ去り企図があった場合は、親子交流支援を中止します。

### ◇交流の継続のための父母の協力

- ① 時間についての約束は厳守です。
- ② 監護親は、交流(面会)したこどもをほめるだけにして、根掘り葉掘り様子を聞かないでください。親子交流の状態が良くても悪くてもこどもは疲れています。
- ③ 父母ともに、焦らず、あきらめず、粛々と実行してください。
- ④ こどもの父母の役割に徹し、元夫婦間の過去の話をしてしないでください。
- ⑤ 父母の意見調整が難しいときには、支援員の判断に従っていただきます。また、途中、親子交流の条件等を変更したい場合は、父母間で協議(家裁での調停など利用)してください。状況によっては、支援を中止する場合があります。以後、再度の申し込みはできません。

## ◇親子交流支援を途中で中止させていただくケースの例示

- こどもが親子交流の実施を強く拒否していることが確認できた場合
- 親子交流支援中に、当該ケースの関係者による連れ去り（未遂を含む。）等のこどもの福祉を著しく害する行為が認められた場合
- 親子交流支援中に、当該ケースの関係者による暴言、暴力、追跡等の不適切な行為が認められた場合
- 利用希望者又はこどもの心身の状態が当センターでの親子交流の実施に耐えられない状態が続いた場合
- 当センターが親子交流支援を受理した時点で当事者双方が合意した内容をどちらかが一方的に破る行為があった場合
- 当該ケースの関係者によって、当センターが親子交流支援を行っているケースの写真、動画及び音声が入センターの承諾なしに調停や裁判の資料として裁判所に提出された事実が確認された場合
- 当該ケースの関係者によって、当センターが親子交流支援を行っているケースの情報がソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）に発信された事実が確認された場合
- 親子交流の実施の在り方を巡って、当事者間に激しい意見の対立が生じて收拾がつかなくなった場合
- 当センターの担当職員の助言、指示・指導に従ってもらえなくなった場合

注：上記はあくまでも例示であり、状況、事象により判断します。

## ◇当センターの親子交流支援事業には含まれていない事項

- 親子交流支援の在り方を巡って父母間に意見の対立が生じた場合の調整
- 親子交流支援中に発生した物損事故や人身事故に対する損害補償

### 確認書兼同意書

社会福祉法人 熊本県ひとり親家庭福祉協議会 会長 宛

以上の「こどもが主人公であるための親子交流（面会交流）のルール」について確認、同意しました。

年 月 日

（申込者）氏名

印